

令和6年度
宇城農地整備事業
現場技術業務



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

積 算 書

(当初)

九州農政局
宇城農地整備事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	宇城農地整備事業					
業務名	現場技術業務					
業務別業務名:現場技術業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単- 1号 ***					
S02115	技師 (C)		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04006	技師 (C)	1.000	人	38,400	38,400	
	合 計				38,400	算出数量 1,000 人
	単 価				38,400	
	*** S単- 2号 ***					
S02115	技術員		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1,000 人
	単 価				33,600	
	*** S単- 3号 ***					
S02116	DVD-R		枚		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	DVD-R DVD-R 片面1層 4.7GB,,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P) 3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P43603		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P43603	DVD-R DVD-R 片面1層 4.7GB	1.000	枚	31	31	
	合 計				31	算出数量 1,000 各単位
	単 価				31	
	*** S単- 4号 ***					
S02116	月額利用料		月		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	月額利用料			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)資材区分 2)地域資材単価コード (P) 3)地区資材単価コード (J) 4)施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
P96001	月額利用料	1.000	月	11,100	11,100	
	合 計				11,100	算出数量 1,000 各単位
	単 価				11,100	
	*** S単- 5号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 一般工種,着手前・最終,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,1時間, L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種 着手前・最終		深夜時間:0.0		
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				

[illegible]

九州農政局

[illegible]

令和6年度 宇城農地整備事業

現場技術業務

特別仕様書

九州農政局 宇城農地整備事業所

(適用範囲)

第1条

令和6年度宇城農地整備事業現場技術業務の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、宇城農地整備事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

区分	資格
管理技術者	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・博士（農学） ・1級土木施工管理技士 ・農業土木技術管理士 ・シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員（B）	・ 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・ 2級土木施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有する者。 ・ 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。
現場技術員（C）	・ 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・ 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条

本業務の実施に当たっては、土木工事共通仕様書等関連図書を熟知し、遂行しなければならない。

(業務対象地区)

第9条

本業務を行う対象地区は、次表のとおりである。

地 区 名	場所	工種
浅川換地区	熊本県宇城市松橋町浅川地内	区画整理
南豊崎換地区	熊本県宇城市松橋町南豊崎地内	区画整理
亀松換地区	熊本県宇城市不知火町亀松地内	区画整理
出村・宇土割換地区	熊本県宇城市松橋町及び小川町地内	区画整理
五丁川第2排水機場関連	熊本県宇城市松橋町御船地先	排水機場

(業務場所)

第10条

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第11条

業務期間は次のとおりとする。

令和6年4月12日～令和7年3月12日

(業務内容)

第12条

本業務に従事する現場技術員は現場技術員（B）1名及び現場技術員（C）1名とし、その業務内容は次のとおりとする。

（ア）設計に関する業務

- a 設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務
- b 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務
- c 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

（イ）監督に関する業務

- a 工事契約の変更及び地元関係者等との協議に関する資料の作成業務
- b 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務
- c 工事に関する現場立会（35回）
- d 工事検査に必要な資料の作成に関する業務

（ウ）関係機関等との協議に関する業務

- a 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務
- b 基礎的資料の作成に関する業務

（エ）事業実施に関する業務

経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

(作業上の留意事項)

第13条

- （1）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- （2）業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。

- （3）その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- （4）履行期間の休日については、期間内の土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休暇及び年始年末休暇を含んでいる。
- （5）前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(情報共有システム)

第14条

- （1）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- （2）情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト

参照)によるものとする。

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(打合せ)

第15条

共通仕様書第 1-5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第16条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(開示用成果物の作成および提出)

第17条

第16条に記載している成果物 (PDF ファイル) に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

- (1) 開示用成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 1 部

(成果物の提出先)

第18条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県宇城市松橋町松橋 3 5 7 - 1
九州農政局宇城農地整備事業所

(契約変更)

第19条

業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条に示す「業務対象地区」に変更が生じた場合。
- (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第15条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第16条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第20条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度 宇城農地整備事業

現場技術業務

図 面 目 録

番号	名称	枚数	備考
1	位置図	1	
合計		1	

国 営 宇 城 土 地 改 良 事 業
位 置 図

